

## 令和4年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修実施要領

### 1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

### 2. 研修日程及び場所

グループ	日 程	会 場
更新1	令和4年6月28日(火)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
		県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町 3353-9)
更新2	令和4年6月29日(水)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
		県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町 3353-9)
更新3	令和4年7月5日(火)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
		和歌山市立南コミュニティセンター (和歌山市紀三井寺 856)

※ いずれか1グループ分受講(詳細は別紙プログラムのとおり)。

※ 会場規模の関係上、受講生のグループおよび受講会場の割り振りは事務局で行います。

### 3. 定員

#### (1) 定員

260人(全日程合計)

#### (2) 定員を超過した場合は、中止となった令和3年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修受講決定者を優先する。

※ 上記順序によっても決定し難い場合、**先着順**により選考を行います。

※ なお、令和4年度は、11月中旬～下旬頃にも更新研修の開催を予定しています。

### 4. 研修対象者

- ・ 旧サービス管理責任者等研修(平成30年度以前に実施されたサービス管理責任者等研修)を修了した者

※ 受講者増加が見込まれるため、和歌山県内の事業所等からのみ受け付けます。  
(個人申込含む)

※ 2回目以降の更新研修受講については現在受け付けていません。

## 注意事項

更新研修の受講にあたっては、一定の要件(※1)が設定されています。

平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者については、経過措置期間(令和5年度末まで)の受講において※1の要件は不問になりますが、2回目以降の受講においては※1の要件を満たす必要があります。

### ※1 更新研修の受講要件は2パターン

- ① サービス管理責任者等実践研修を修了後、現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事している者
- ② 更新研修の受講開始日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある者

## 5. 受講申込書の提出

- ・ 所属する法人(団体)を通じてウェブ申し込み後に、必要書類を郵送して下さい。
- ・ ウェブ申し込みについては、社会福祉法人和歌山県福祉事業団のホームページ(<https://www.wfj.or.jp/>)にある申込フォームよりお申し込みください。

### ○ウェブ申し込みの手順

- ① [トップページ] → [研修案内] → [令和4年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修] → [申込フォーム] から必要事項を入力してください。
- ② 入力完了したら、【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、押印後に郵送して下さい。

※ ウェブ申込完了後に申込確認メールが届きます。そちらのメールからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。

※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。

※ その際にはお手数ですが社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。

※ インターネット環境が無く、ウェブ申し込みができない方については、申込書を送付しますので社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。



こちらからも申し込み可能

### ○郵送するもの(令和4年5月27日消印有効)

- ・ ウェブ申し込み完了確認書 (インターネット申込完了後に印刷したもの)
- ・ サービス管理責任者等研修修了証書の写し
- ・ 【該当者のみ】令和4年2月3日付け和福事第345号「令和3年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修中止連絡について」の写し

**なお、中止連絡通知の郵送がない者については、優先受講できないためご注意ください。**  
**紛失した方については、和歌山県福祉事業団までお問合せください。**

※ 複数年度(分野)修了している場合は、初回の年度のものを提出願います。  
(写しの提出がない場合は、研修要件を満たさないものとして取扱います。)

【申込書送付先(問い合わせ先)】

## 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 本部

〒649-2102 西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

メール [sabikankenshu@wfj.or.jp](mailto:sabikankenshu@wfj.or.jp)

【申込受付期間】(消印有効、データは必着)

令和4年5月9日(月)～令和4年5月27日(金)

注)申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受けませんので、不備のないよう十分ご確認のうえ提出してください。

### 6. 受講者の決定及び通知

- ・ 受講の可否については、申込者全員に通知します。
- ※ 受講可否の通知書は、所属法人宛に6月上旬頃の郵送を予定しています。

### 7. 修了証書

- ・ 全日程を修了した者に対し、氏名及び生年月日、研修区分を記載した修了証書を交付します。修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡をお願いします。
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定課題等の提出がない場合は修了証書を交付しません。
- ・ 著しく受講態度が悪く、修了について講師の同意を得られない方(私語、居眠り等)についても修了証書を交付しません。

### 8. 経費等

- ・ 研修参加費については、受講者1人につき5,000円を負担していただきます。(受付時に徴収します。)
- ・ なお、研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者(所属する法人等を含む。)が負担してください。

### 9. 事前課題について

- ・ 本研修では、事前課題の提出が必須になります。
- ・ 課題内容については、6月上旬頃に社会福祉法人和歌山県福祉事業団のホームページに掲載しますので、必ず作成の上、研修当日に指定部数を持参ください。

## 10. 受講に当たっての注意事項

- ・ 受講生の中からも演習のファシリテーターを選出する予定となっていますので、事前打合せ等ご協力をお願いします。

## 11. その他

- ・ 平成31年4月1日の制度改正により、研修カリキュラムを変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者等に従事するための要件の一部を満たすものとなっております。サービス管理責任者等として従事するには、配置のための実務経験を満たす必要があります。 サービス管理責任者等としての配置のための実務経験については、厚生労働省告示第109号（平成31年3月29日）及び厚生労働省告示第110号（平成31年3月29日）を参照してください。
- ・ 研修当日は入室前に検温を行います。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とします。また、会場ではマスクの着用をお願いします。
- ・ 会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。
- ・ 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
- ・ 研修当日、公共交通機関（電車等）等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに社会福祉法人和歌山県福祉事業団までそのことを連絡してください。  
なお、その際には必ず公共交通機関が発行する遅延証明書等の交付を受けてください。  
※この場合以外の遅刻は認められません。
- ・ 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。  
変更・中止の場合は、研修当日の午前7時以降に社会福祉法人和歌山県福祉事業団ホームページにてお知らせします。
- ・ 警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

## 12. 個人情報の取扱い

- ・ お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と社会福祉法人和歌山県福祉事業団が共有します。
- ・ 必要に応じて、個人情報に配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。